

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 202

処 分 名	と畜の検査(とさつ及び解体検査)	
処 分 の 概 要	とさつ解体の検査申請により、検査員(獣医師)による検査をする。	
根 拠 法 令 名	と畜場法(昭和28年法律第114号)	
条 項	第14条	
所 管 課	衛生検査課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	1日	
標準処理期間	計	1日
判 断 基 準		
<p>各処理工程における検査は、法第14条の規定(獣畜のとさつ又は解体の検査方法)、施行令第5条～第9条(検査の方法等)、規則第11条(伝染性海綿状脳症のうち牛に係るもの)、規則第14条(検査すべき疾病又は異常の範囲)規則第15条(検査申請書の記載事項)及び検査指針に従うこととする。</p> <p>【根拠法令等】 <と畜場法第14条> 第1項 と畜場においては、都道府県知事の行う検査を経た獣畜以外の獣畜をとさつしてはならない。 第2項 と畜場においては、とさつ後都道府県知事の行う検査を経た獣畜以外の獣畜を解体してはならない。 第3項 と畜場内で解体された獣畜の肉、内臓、血液、骨及び皮は、都道府県知事の行う検査を経た後でなければ、と畜場外に持ち出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 一 この項本文に規定する検査のため必要があると認められる場合において都道府県(保健所を設置する市にあつては、市。以下同じ。)の職員が解体された獣畜の肉、内臓、血液、骨又は皮の一部を持ち出すとき。 二 厚生労働省令で定める疾病の有無についてのこの項本文に規定する検査を行う場合において都道府県知事の許可を得て獣畜の皮を持ち出すときその他の衛生上支障がない場合として政令で定めるとき。 第4項 前三項の規定は、都道府県知事が特に検査を要しないものと認めた場合を除き、前条第一項第四号又はこれに係る同条第二項ただし書の規定によりと畜場以外の場所で獣畜のとさつ又は解体が行われる場合に準用する。この場合において、前項中「と畜場外」とあるのは、「獣畜の解体を行った場所外」と読み替えるものとする。 第5項 前各項に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、政令で定める疾病の有無についての検査に係るものは、前各項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、都道府県知事及び厚生労働大臣が行う。 第6項 前各項の規定による検査は、次に掲げるものの有無について行うものとする。 一 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第二条第一項に規定する家畜伝染病及び同法第四条第一項に規定する届出伝染病 二 前号に掲げるもの以外の疾病であつて厚生労働省令で定めるもの 三 潤滑油の付着その他の厚生労働省令で定める異常 第7項 前項に定めるもののほか、第一項から第五項までの規定により都道府県知事及び厚生労働大臣の行う検査の方法、手続その他検査に関し必要な事項は、政令で定める。 第8項 第一項から第五項までの規定により都道府県知事及び厚生労働大臣が行う検査の結果については、審査請求をすることができない。</p> <p><と畜場法施行令第5条> 第1項 法第十四条第三項第二号の政令で定めるときは、次のとおりとする。 一 法第十四条第三項第二号の厚生労働省令で定める疾病の有無についての同項本文に規定する検査(次号及び第三号において「解体後検査」という。)を行う場合において、都道府県知事の許可を得て皮革の原料として牛の皮を持ち出すとき。 二 解体後検査を行う場合において、都道府県知事の許可を得て牛の改良増殖(学術研究の用に供する場合を含む。)の目的のために牛の卵巣を持ち出すとき。 三 解体後検査を行う場合において、都道府県知事の許可を得て獣畜の肉、内臓、血液、骨又は皮(以下この号から第五号までにおいて「獣畜の肉等」という。)の所有者又は管理者が焼却するために獣畜の肉等の全部又は一部を持ち出すとき。 四 食品衛生監視員が食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第二十八条第一項の規定により獣畜の肉等の一部を収去するとき。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

五 家畜防疫官又は家畜防疫員が家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五十一条第一項の規定により獣畜の肉等の一部を採取し、又は集取して持ち出すとき。

第2項 前項第一号から第三号までの許可の基準については、厚生労働省令で定める。

第3項 第一項第一号から第三号までの許可には、公衆衛生上必要な限度において条件を付することができる。

<と畜場法施行令第6条>

第1項 法第14条第5項 の政令で定める疾病は、伝達性海綿状脳症のうち牛、めん羊及び山羊に係るものとする。

第2項 都道府県知事が法第14条第5項 の規定により行う事務は、次のとおりとする。

一 前項に規定する疾病の有無についての法第14条第1項 及び第2項 (同条第4項 において準用する場合を含む。)の規定による検査 二 前項に規定する疾病のうち厚生労働省令で定めるものの有無についての法第14条第3項 (同条第4項 において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による検査のうち、確認検査(疾病にかかっていることを確認するために高度な方法により行う検査をいう。以下同じ。)を実施する必要があるものを発見するために簡易な方法により行う検査

第3項 厚生労働大臣が法第14条第5項 の規定により行う事務は、第1項に規定する疾病の有無についての法第14条第3項 の規定による検査(前項第2号の厚生労働省令で定める疾病の有無についての検査にあつては、確認検査に限る。)とする。

第4項 前2項の規定にかかわらず、確認検査(当該確認検査の結果の判断に係る部分を除く。以下この項において同じ。)を適確に実施するに足りる技術的能力を有すると厚生労働大臣が認める都道府県においては、前項の規定により厚生労働大臣が行うこととされている確認検査を都道府県知事が行うことができる。

<と畜場法施行令第7条>

法第14条 の規定による検査を受けようとする者は、厚生労働省令で定める事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

<と畜場法施行令第8条>

法第14条 の規定による検査は、望診、検温、触診、解剖検査、顕微鏡検査その他の必要な方法により行うものとする。

第2項 前項の検査の事務に従事する者は、清潔な器具を用い、必要に応じ、手指、器具等の洗浄又は消毒を行い、その他公衆衛生上必要な措置を講じなければならない。

<と畜場法施行令第9条>

都道府県知事は、法第14条第3項 の規定による検査を行ったとき(同条第5項 の規定により都道府県知事及び厚生労働大臣が検査を行ったときを含む。)は、厚生労働省令で定めるところにより、検査に合格した肉、内臓及び皮に検印を押さなければならない。

<と畜場法施行規則第11条>

法第14条第3項第2号 の厚生労働省令で定める疾病は、伝達性海綿状脳症のうち牛に係るものとする。

<と畜場法施行規則第14条>

法第十四条第六項第二号又は第三号に規定する疾病又は異常は、別表第三のとおりとする。

<と畜場法施行規則第15条>

第1項 令第七条の規定により申請書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一 申請者の住所、氏名及び生年月日(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

二 とさつしようとする年月日(法第十三条第一項第二号又は第三号の規定によりとさつした獣畜を解体しようとする場合にあつては、解体しようとする年月日)

三 検査を受けようとする獣畜(牛を除く。)の種類、性別、品種、年齢(不明のときは、推定年齢)、特徴及び産地並びに牛にあつては、性別、品種、月齢、出生の年月日、特徴、産地及び個体識別番号(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成十五年法律第七十二号)第二条第一項に規定するものをいう。)

四 検査を受けようとする獣畜の病歴に関する情報

五 検査を受けようとする獣畜に係る動物用医薬品その他これに類するものの使用の状況

六 法第十三条第一項第二号又は第三号の規定によりとさつした獣畜を解体しようとする場合にあつては、当該獣畜をと畜場以外の場所とさつした理由、日時及び場所

第2項 令第七条の申請書が、法第十三条第一項第三号の規定によりとさつした獣畜を解体しようとする場合における法第十四条第二項及び第三項の規定による検査に係るものであるときは、次の各号に掲げる事項を記載した死亡診断書又は死体検案書を当該申請書に添えなければならない。

一 診断又は検案の年月日時

二 死亡年月日時(不明のときは、推定年月日時)

三 獣畜(牛を除く。)の種類、性別、年齢(不明のときは、推定年齢)及び特徴並びに牛にあつては、性別、月齢、出生の年月日及び特徴

四 病名及び主要症状(死体検案書にあつては、主要症状にかえて死体の状態)

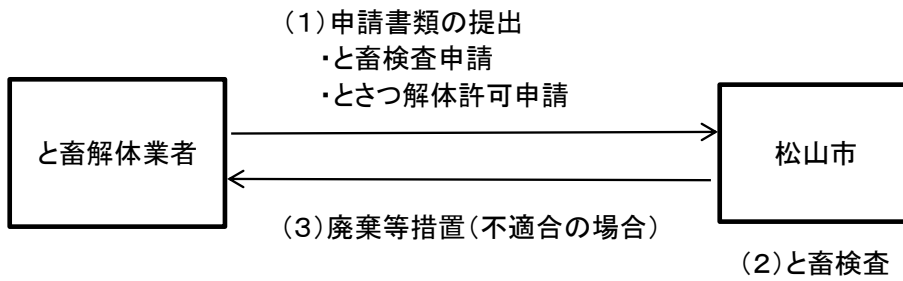
五 診断又は検案した獣医師の住所及び氏名

【検査指針】

<と畜検査実施要領について 昭和47年5月27日環乳第48号 厚生省環境衛生局長通知>

<牛海綿状脳症に関する検査の実施について 平成13年10月16日食発第307号 厚生労働省医薬局食品安全部長通知>

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。